

レンタル自転車貸渡約款

第1条 （約款の適用）

- 1 当社はこの約款（以下「約款」という）及び細則の定めるところにより、貸渡自転車（以下「レンタル自転車」という）を借受人に仮渡すものとし借受人はこれを借受けるものとします。なお、約款及び細則に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
- 2 当社は、約款及び細則の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあり、この場合には、その特約が約款及び細則に優先するものとします。

第2条 （貸渡契約の締結）

- 1 借受人は約款・料金表等の当社規定に同意の上、申込書の必要事項を記入し、借受人の本人確認証と併せて当社に提出します。当社は、借受人の提出書類を確認し、これを承諾することによって、レンタル自転車の貸渡契約が締結されるものとします。
- 2 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に本人確認証の提示を求め、申込書への記録をし、場合によっては写しを取ることがあります。
- 3 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めるものとします。

第3条 （貸渡拒絶）

- 1 当社は、借受人が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するものとします。
 - ① 確認証の提示がないとき。
 - ② 酒気を帯びている、または麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状を呈していると認められるとき。
 - ③ 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。
 - ④ 過去の貸渡契約を含め、約款及び細則に違反する行為があったとき。
 - ⑤ その他、当社が不適当と認めたとき。
- 2 前項にかかわらず、レンタル自転車の在庫不足や、整備不良等の事由においても、貸渡契約の締結を拒絶することがあります。

第4条 （貸渡契約の成立等）

- 1 貸渡契約は、借受人が申込書に署名をし、当社が借受人にレンタル自転車（付属品を含む。以下同じ）を引渡したときに成立するものとします。
- 2 貸渡契約成立後は、理由の如何にかかわらず、当社は貸渡料金を返金しないものとします。
- 3 前項の引渡しは、借受開始日時及び借受場所にて行うものとし。当社ならびに借受人と共同してレンタル自転車に整備不良がないこと等を確認の上、当該レンタル自転車を借受人に貸渡すものとします。

第5条 （借受人の管理責任）

- 1 借受人は、レンタル自転車の引渡を受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意をもってレンタル自転車を使用するものとします。
- 2 借受人は、駐輪をする時は必ず駐輪場を利用の上、施錠をするものとし、路上駐輪、違法駐輪をしないものとします。

第6条 （禁止行為）

- 1 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
 - ① 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタル自転車を運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
 - ② レンタル自転車を所定の使用目的以外に使用し又は借受人以外の者に運転させること。
 - ③ レンタル自転車を転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等、当社の所有権を侵害する一切の行為をすること。
 - ④ 防犯登録票の偽造若しくは変造、又はレンタル自転車の改造等その原状を変更すること。
 - ⑤ 法令又は公序良俗に違反してレンタル自転車を使用すること。
 - ⑥ その他、借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。

第7条 （レンタル自転車の故障）

- 1 借受人は、使用中にレンタル自転車の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
- 2 借受人は、故意又は過失によりレンタル自転車に異常または故障を発生させたとき、その修理に要する費用を全額実費負担するものとします。

第8条 （レンタル自転車の事故）

- 1 借受人は、使用中にレンタル自転車にかかる事故が発生させたときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - ① ただちに事故の状況等を当社及び警察に報告し、当社の指示に従う事。
 - ② 前号の指示に基づきレンタル自転車の修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - ③ 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を滞りなく提出すること。
 - ④ 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。
- 2 借受人は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。
- 3 当社は、借受人のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第9条 （レンタル自転車の盗難）

- 1 借受人は、使用中にレンタル自転車の盗難または紛失したときその他被害を受けたときは、直ちに当社及び警察に連絡するとともに、盗難届を提出の上、当社の指示に従うものとします。
- 2 借受人は、使用中にレンタル自転車の盗難や紛失が発生したとき、その他被害を受けたときは、当社に対し損害金として新車価格の100%（プロンプトン車300,000円、電動アシスト自転車150,000円）を支払わなければなりません。

第10条 （借受人による賠償及び営業補償）

- 1 借受人は、使用中に第三者又は当社に損害を与えたとき、またレンタル自転車の引き取り及び修理に要する費用を含め、その費用を賠償するものとします。但し、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- 2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、紛失、借受人の責に帰すべき事由による故障、レンタル自転車の汚損等により当社がそのレンタル自転車を利用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとします。
- 3 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタル自転車を使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。
- 4 借受人は、借受人の責に帰すべき事由により、貸出商品を故障、破損、盗難、紛失した場合、損害金額全額を支払うものとします。

第11条 （保険）

- 1 借受人が約款及び細則に基づく賠償責任を負うときは、当社がレンタル自転車について締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。但し、その保険約款の免責事由に該当しないときはこの保険金は給付されません。

【加入保険】 自転車賠償責任保険

【補償内容】 自転車整備不良に起因する場合。 事故保険金額限度額 10,000百万円

【加入保険】 第二種TSマーク（自転車向け保険）

【補償内容】 自転車で搭乗中の人が第三者に死亡、重度後遺症を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合。

死亡・重度後遺障害（1～7級） 事故保険金額限度額 10,000百万円

搭乗中の人が、交通事故によって事故の日から180日以内入院、死亡または重度後遺障害を負った場合。

死亡・重度後遺障害（1～4級） 一律100万円

入院（15日以上） 一律10万円

2 保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、借受人の負担とします。

3 当社が前項に定める借受人の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

4 第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については、借受人の負担とします。

5 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含まれます。
- 第12条 （約款及び細則）
- 1 当社は、予告なく約款及び細則を改訂し、又は約款の細則を別に定めることができるものとします。

2 当社は、約款及び細則を改訂し又は別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表及びホームページ上にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。
- 第13条 （管轄裁判所）
- 1 この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。
- 附則約款は令和8年4月1日より施行します。
- 株式会社社長兵衛
- | | |
|--|--|
| | <div>【 連 絡 先 】 敦賀さざなみリゾートちょうべい</div> <div>【 営 業 時 間 】 8:00～20:00</div> <div>【 住 所 】 〒914-0834
敦賀市名子14-43-3</div> <div>【 電 話 番 号 】 0770-23-7818</div> |
|--|--|